



長野県報

3月24日(月)
平成26年
(2014年)
第2558号

目次

規則

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則(生活文化課消費生活室).....	1
医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則(医療推進課).....	1
技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則(人材育成課).....	2
河川法施行細則の一部を改正する規則(河川課).....	2
長野県都市公園規則の一部を改正する規則(都市計画課).....	2
長野県景観規則の一部を改正する規則(建築指導課).....	3
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(建築指導課).....	3
平成26年4月1日における号俸の調整に関する規則(人事委員会事務局).....	4
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局).....	5

告示

中小企業融資規程の廃止(経営支援課).....	5
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(3件)(都市計画課).....	5

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(広報県民課).....	7
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(5件)(経営支援課).....	8
大規模小売店舗立地法に基づく聴取した意見の縦覧(経営支援課).....	9
一般競争入札(道路管理課).....	10
都市計画区域の変更(都市計画課).....	10
平成24年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置(監査委員事務局).....	14



消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第2号

消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

消費生活協同組合法施行細則(昭和23年長野県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条を附則第1項とし、第6条第1項を附則第2項とし、同条第2項を附則第3項とし、第7条を附則第4項とする。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

生活文化課消費生活室

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第3号

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則

医療法施行条例施行規則(平成25年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「第2条第5項」を「第2条第4項」に改める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

医療推進課

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第4号

技能検定実技試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

技能検定実技試験手数料の額を定める規則(昭和44年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

本則中「1万6,500円」を「1万7,900円」に改め、本則ただし書中「1万1,000円」を「1万1,900円」に改める。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

人材育成課

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第5号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則(昭和40年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第11条第1項」の次に「、第11条の2第1項」を加え、「第18条の7第1項、第18条の10第1項」を「第18条の8第1項、第18条の11第1項」に、「又は、」を「又は」に改める。

別表第1中 「2 省令第12条の規定による土地の占用の許可の申請に係るもの」を

「2 省令第11条の2の規定による水利使用に関する登録の申請に係るもの」

に、「3 省令」を「4

3 省令第12条の規定による土地の占用の許可の申請に係るもの」

省令」に、「4 省令」を「5 省令」に、「5」を「6」に、「6 省令第18条の3第1項」を「7 省令第18条の3」に、「7 省令第18条の7第1項」を「8 省令第18条の8」に、「8 省令第18条の10第1項」を「9 省令第18条の11」に、「9」を「10」に、「10 省令」を「11 省令」に、「11 省令」を「12 省令」に、「12 省令」を「13 省令」に改める。

別表第2の1の(1)中「1.05」を「1.08」に改め、同1の(2)中

「3,900円」

を

「4,000円」

に改め、同表の3中

「5,100」

を

「5,200」

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日以前における流水の占有に係る流水占有料及び同日以前の許可に係る土石採取料については、なお従前の例による。

河川課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第6号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「別表第2の16」を「別表第2の15」に改める。

別表第3中 「6,500円」を「6,700円」に改める。
「6,100円」

別表第4の1の(1)の陸上競技用器具の項中 「3,800円」を

「3,900円」に改め、同(1)の大型表示盤の項中

「3,300円」を「3,400円」に改め、同(1)の拡声装置

の項中 「2,500円」を「2,600円」に改め、同(1)の大

型映像装置の項中 「6,100円」を「6,300円」に改め、

同(1)の放送設備の項中 「2,200円」を「2,300円」に

改め、同1の(2)の音調吸音板の項中 「2,500円」を

「2,600円」に改め、同1の(4)のテープレコーダーの項、跳

箱の項、平均台の項及び距離調節器の項を削り、同表の2の野球場

の項中 「6,100円」を「6,200円」に改め、同2の陸

上競技場の項中 「2,100円」を「2,200円」に改め、

同2の総合球技場グラウンドの項中 「7,000円」を
「3,300円」

「7,200円」

に改め、同2のやまびこドームグラウンドの項
「3,400円」

中 「

4,800円
2,400円

」 を 「

4,900円
2,500円

」 に改め、同表の3の体

育館の項中 「

6,600円

」 を 「

6,800円

」 に改め、同3

の長野県飯田創造館の項中「別表第2の14」を「別表第2の13」に改め、同3の長野県佐久創造館の項中

「

5,000円

」 を 「

5,100円

」 に、「別表第2の15」を

「別表第2の14」に改める。

別表第5の弓道場の項中「午後5時()の次に「射場」は、」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

都市計画課

長野県景観規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第7号

長野県景観規則の一部を改正する規則

長野県景観規則(平成4年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3号又は第5号」を「第2号又は第4号」に改める。

第7条第5号中「第9条第3項又は第10条第3項」を「第10条第3項又は第16条第3項」に、「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条第10号中「風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年長野県条例第16号)第2条第1項」を「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和44年政令第317号)で定める基準に従い市町村が定める条例」に、「よる」を「基づき」に改める。

第8条第3項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第4項を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号及び第7条第5号の改正規定は公布の日から、同条第10号の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

(風致地区内における建築等の規制に係る条例を制定した市町村の区域における特例)

- 第7条第10号の改正規定の施行前に市町村が風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和44年政令第317号)で定める基準に従った条例の制定及び施行をした場合における当該市町村の区域内においては、当該施行の日から平成27年3月31日までの間は、この規則による改正後の長野県景観規則第7条第10号に掲げる行為は、長野県景観条例(平成4年長野県条例第22号)第10条第4項第5号の規則で定める行為とする。

建築指導課

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第8号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道長野線の項中「松本市大字芳川村井町5番の5地先」を「松本市村井町西二丁目5番5地先」に改め、同表の北陸新幹線の項中

北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から長野市篠ノ井と同市川中島町との境界まで	3 千曲都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
--	--

を

北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から長野市篠ノ井と同市川中島町との境界まで	3 千曲都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
第4千曲川橋梁(長野市豊野町蟹沢269番1地先)から飯山トンネル南口(飯山市大字飯山1626番4地先)まで	両側各500メートル以内。ただし、飯山都市計画に定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域を除く。

に改める。

別表第3の高速自動車国道中央自動車道長野線の項中「松本市大字芳川村井町5番の5地先」を「松本市村井町西二丁目5番5地先」に改め、同表の北陸新幹線の項を次のように改める。

北陸新幹線	北佐久郡軽井沢町と北佐久郡御代田町との境界から長野市篠ノ井と同市川中島町との境界まで	両側各1,000メートル以内
	第4千曲川橋梁(長野市豊野町蟹沢269番1地先)から飯山トンネル南口(飯山市大字飯山1626番4地先)まで	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2の高速自動車国道中央自動車道長野線の項の改正規定及び別表第3の高速自動車国道中央自動車道長野線の項の改正規定は、公布の日から施行する。

建築指導課

平成26年4月1日における号俸の調整に関する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

平成26年4月1日における号俸の調整に関する規則

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年長野県条例第4号)による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。次条において「改正一般職員給与条例」という。)附則第19項、長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年長野県条例第24号)による改正後の長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号。次条において「改正学校職員給与条例」という。)附則第14項又は長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年長野県条例第27号)による改正後の長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号。次条において「改正警察職員給与条例」という。)附則第29項の昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 調整対象昇給日(平成26年4月1日(以下「調整日」という。))において30歳以上45歳未満の職員については平成21年1月1日をいい、調整日において30歳に満たない職員については平成20年1月1日をいう。以下同じ。)における一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例第8条第1項の規定による昇給後の号俸が、その職員の属する職務の級における最高の号俸である職員(調整対象昇給日から調整日までの期間(以下「特定期間」という。)に給料表の適用を異にする異動(以下「給料表異動」という。)をした職員を除く。)

(2) 調整対象昇給日において決定された昇給の号俸数が職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)第28条第2項の規定による昇給の号俸数(以下この号において「期間割昇給号俸数」という。)である職員であって、当該期間割昇給号俸数と、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号俸数とが等しくなるもの(次号及び次条第3号のイにおいて「期間割非抑制職員」という。)(特定期間に給料表異動をした職員を除く。)

ア 調整日において30歳以上45歳未満の職員 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(平成20年長野県人事委員会規則第10号)附則第2項

イ 調整日において30歳に満たない職員 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第3号。次条において「改正規則」という。)附則第8項

(3) 特定期間に給料表異動をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動(当該給料表異動が2以上あるときは、当該給料表異動のうち最後にした給料表異動。次条第3号において同じ。)があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号俸を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

(4) 前3号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定め

るもの

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 改正一般職員給与条例附則第19項、改正学校職員給与条例附則第14項又は改正警察職員給与条例附則第29項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員は、調整対象昇給日に一般職の職員の給与に関する条例第8条第1項、長野県学校職員の給与に関する条例第11条第1項又は長野県警察職員の給与に関する条例第8条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

(1) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、改正規則附則第4項の規定により号俸を決定された者であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が調整対象昇給日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者)にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期日)前となるもの(新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員及び次号に掲げる職員を除く。)

ア 調整日において30歳以上45歳未満の職員 平成20年11月1日(改正規則附則第4項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日)

イ 調整日において30歳に満たない職員 平成19年11月1日

(2) 調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)第1条に規定する企業職員又は国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員となった職員であつて、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会が定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動をした職員を除く。)

(3) 特定期間に給料表異動をした職員であつて、次に掲げるもの
ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であつて、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号俸がその職員の属する職務の級における最高の号俸でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの(次号に掲げる職員及び人事委員会が定める職員を除く。)

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となり、改正規則附則第4項の規定により号俸を決定された者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。)であつて、新たに職員となった日から当該給料表異動後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が調整対象昇給日(平成22年1月1日以後に新たに職員となった者)にあつては、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める期日)前となるもの

(7) 調整日において30歳以上45歳未満の職員 平成20年11月1日(改正規則附則第4項に規定する特定職員にあつては、同年10月1日)

(4) 調整日において30歳に満たない職員 平成19年11月1日

(4) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方

公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書の許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)第2条の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)第2条の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定により大学院修学休業をしていた期間がある職員であって、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれ次に定める期日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、人事委員会が定める職員

ア 調整日において30歳以上45歳未満の職員 平成20年1月1日

イ 調整日において30歳に満たない職員 平成19年1月1日

(5) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(職員の給与に関する規則の一部改正)

2 職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。
第33条の2第2号中「、育児休業条例第14条の規定により読み替えられた任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条第2項若しくは任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第5条第3項」を削り、「附則第3項又は」を「附則第3項、」に、「の規定による」を「、一般職員給与条例附則第20項(一般職員給与条例附則第21項において準用する場合を含む。)」の規定により読み替えられた一般職員給与条例附則第19項、学校職員給与条例附則第15項(学校職員給与条例附則第16項において準用する場合を含む。)」の規定により読み替えられた学校職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第30項(警察職員給与条例附則第31項において準用する場合を含む。)」の規定により読み替えられた警察職員給与条例附則第29項の規定による」に改める。

第38条の3中「第4条第1項」を「(平成14年長野県条例第31号)第4条第1項」に、「第5条第1項」を「(平成14年長野県条例第41号)第5条第1項」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「期間」の次に「又は期日」を加え、同項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に改め、同項第2号中「平成23年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「43歳」を「46歳」に、「次号」を「次号及び第4号」に改め、同項第3号中「平成25年4月1日」を「平成26年4月1日」に、「29歳」を「45歳」に、「者」を「者(次号に掲げる職員を除く。)」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日において30歳に満たない者 平成19年1月1日

人事委員会事務局

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成26年3月24日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

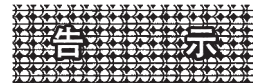
別表第1中「財団法人長野県農業開発公社」を「公益財団法人長野県農業開発公社」に改める。

別表第2中「社団法人長野県地域包括医療協議会」を「一般社団法人長野県地域包括医療協議会」に、「財団法人自治体国際化協会」を「一般財団法人自治体国際化協会」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第163号

中小企業融資規程(昭和52年長野県告示第176号)は、平成26年3月31日限り、廃止し、この告示による廃止前の中小企業融資規程の規定による貸付けに係る貸付金については、なお従前の例によります。

平成26年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

経営支援課

長野県告示第164号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年3月24日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画の種類及び名称

上田都市計画道路	3・3・1号	上田篠ノ井線
	3・3・2号	下之条吉田線
	3・3・3号	吉田富士山線
	3・3・4号	諏訪部伊勢山線
	3・4・5号	上田駅大屋線
	3・4・6号	下塩尻大屋線
	3・4・7号	上田駅川原柳線
	3・4・8号	秋和踏入線
	3・4・10号	秋和神畑線
	3・5・14号	松尾町踏入線
	3・5・16号	上堀大屋線
	3・5・17号	北天神町古吉町線